毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)



告

示

目

次

●印は、

県法規集掲載事項)

ページ

平成十八年五月十二日

一項の規定により、指定希少野生生物を次のとおり指定し、平成十八年五月十九日から施

香川県希少野生生物の保護に関する条例(平成十七年香川県条例第四十四号)第八条第

●指定希少野生生物の指定

○道路の供用開始

○道路の区域変更 (三件)

○道路の区域変更及び供用開始

○道路の位置指定

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 ○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

> (健康福祉総務課) (みどり保全課)

道 水

路 産

課

建

四

植 植 植 分

モクセイ科

ショウドシマレンギョ

ゥ

ベンケイソウ科

ミセバヤ オニバス

スイレン科

科

名

種

名

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県告示第四百十一号

0

○監査結果に基づく措置の公表

告

示

0

七 ●香川県告示第四百十二号

(土地改良課)

農

政

課

六

動 動

物 物 物 物 物 物 物 物 類

オナジマイマイ科

ヤハタマイマイ

ニッポンバラタナゴ

カンカケイニラ

コイ科 ユリ科

経営支援課

を次のとおり指定した。 介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関 護扶助のための居宅介護者しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となって

いる老人ホームの指定の取消し

監査委員公表

き老人ホームの指定

香

Ш

県

報

平成十八年五月十二日

選挙管理委員会告示

○土地改良区の定款の変更の認可(二件)

○土地改良事業の認可 (二件)

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

○平成十八年度地籍調査事業計画の決定

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

(県民参画課) (広聴広報課)

Б.

植 植 植

ゴマノハグサ科

ウンラン

ミツガシワ科

アサザ

"

公

○落札者等の公示

平成十八年五月十二日

(第九三三六号)

香川県知事 真 鍋

武

紀

香

Ш

県

١		١	
Ė		ı	
7	J	į	

平成一八、四、一 一八〇番地一 一八〇番地一 一八〇番地一 参平老人の家指定	平成一八、四、一 ケアセンターみの 中成一八、四、一 ケアセンターみの RTII一〇E RTII一〇E	平成一八、三、二二 香川県高齢者生活 おは のたいま は 日本 は 日	平成一八、三、二〇 みさごデイサービ	平成一八、三、一七 有限会社松村薬局 で成一八、三、一七 有限会社松村薬局	平成一七、一二、一 介護老人保健施設	指 定 年 月 日 名称及び所在
一 一八○番地一 一八○番地一	有限会社完土 三八番地一 三八番地一	七番地四高松市勅使町六八高松市勅使町六八高松市勅使町六八	○二番地一○二番地一	有限会社松村薬局○一番地	社会福祉法人津田さぬき市津田町津	在地 事務所の所在地 の名称及び主たる 事業者 (開設者)
訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	居宅療養管理指導	短期入所療養介護ョン	サービスの種類
日まで一般の縦覧に供する。の供用を開始するので、同での供用を開始するので、同で	●香川県告示第四百十四号 ・ 本べき義務は、平成十八年 ・ 平成十八年五月十二日 ・ 平成十八年五月十二日	が第 四 百	四	平成一八、四、六	平成一八、四、四	平成一八、四、一
級の縦覧に供する。 「「図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二月始するので、同項の規定に基づき告示する。(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路	四百十四号 香川県知事 真 鍋 武 紀元月十二日 香川県知事 真 鍋 武 紀元月十二日 正月十二日 香川県告示第三百七十六号による保険に付来放十八年五月九日限り消滅したので告示する。	西二七六 ターしのはら	居宅介護支援セン西二七六四二十六	ガ出市川津町二四	一八○番地一一八○番地一	野平老人の家指定
て、平成十八年五月日示する。	- 八号)第百十三条ので告示する。	西三四八番地一三豊市山本町財田	医療法人社団しの 西三四八番地一 三豊市山本町財田 はら医院	医療法人社団しの 五六番地六 五六番地六	一八○番地一	中多度邓季平丁一 福祉事業団 社会福祉法人琴平
7十二日から同年六	2十六号による保険3二第一項第一号の3		居宅介護支援事業	通所介護	訪問介護	居宅介護支援事業

三 四 三 日まで一般の縦覧に供する。 のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 ●香川県告示第四百十五号 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 路線 路 供用開始の期日 道路の種類 平成十八年五月十二日 まで から 道路の区域 さぬき市前山字中谷二五四八番三 道路の区域 道路の種類 平成十八年五月十二日 地先から 高松市香川町東谷字向坂二四八二番一地先 高松市香川町東谷字向坂二五〇八番一地先 線 区 名 名 X 県道 (主要地方道) 県道 (一般) 東谷岩崎線 (百六十五号) 志度山川線(三号 平成十八年五月十二日 間 間 前後別 更 前 香川県知事 香川県知事 (メートル) 敷地の幅員 敷地の幅員 (メートル) 二 九 : 二〇.四 七. 〇 £i. ○ 延 真 延 真 (メートル) メー トル 四四四 鍋 鍋 $\overline{\bigcirc}$ 長 長 繕工事に伴 武 平成十四年 武 第七百九十 香川県告示 う区域変更 道路維持修 七号で変更 した区域の 部 備 備 考 紀 考 紀 日まで一般の縦覧に供する。 日まで一般の縦覧に供する。 のように変更し、同項の規定に基づき告示する のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 ●香川県告示第四百十七号 ●香川県告示第四百十六号 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 平成十八年五月十二日 から 路 地先まで さぬき市多和字中山上九三番一三 さぬき市多和字力石上三八番地先 道路の区域 道路の種類 平成十八年五月十二日 地先まで さぬき市前山字中谷二五四八番三 線 X 名 三百七十七号 国道 (一般) 香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二 間 前後別 変 後 前 後 更

香川県知事

真

鍋

武

紀

三四・〇

三九・〇

 $\frac{}{}$

敷地の幅員 (メートル)

延

長

備 考

(メートル)

Ŧi.

一七 : 二

七 5

Ŧi.

設工事に伴 う現道拡幅

交通安全施

九 ·

香

Ш

県

報

平成十八年五月十二日

香

三

道路の区域

四

路線 道路の種類 Ш 名 三木国分寺線 (十二号) 県道(主要地方道 香川県知事 真 鍋 武 紀 高松市川島東町字郷二一二番二地 四 0

地先まで 高松市川島東町字川島八七九番三 地先から 高松市川島東町字川島八七一番 区 間 前後別 更 後 前 (メートル) 敷地の幅員 五 三 四 八・一 兀 $\overline{\cdot}$ 延 (メートル) 八〇 八〇 長 者道新設 自転車歩行 事業による 全施設整備 特定交通安 備 考

●香川県告示第四百十八号

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路 線 名 三木国分寺線(十二号)

道路の区域

先から	区		
三二七番一地	間		
前	前後別 更		
二 一	(メートル)		
三三八	(メートル) 長		
事業による	備考		

先まで 後 四 六 二三八 者道新設 自転車歩行

四 供用開始の期日 平成十八年六月

●香川県告示第四百十九号

路の位置を次のように指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、 道

平成十八年五月十二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

指 定 番 号 長土指道 第二号

指 定年 月 日 平成十八年四月二十七日

指定道路の位置 木田郡三木町大字上高岡字池下四一三―一及び同地先農道・水路

兀 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・六一メートル~六・二八メートル

延長 四一・六九メートル

する。 関係の図面は、 香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

公 告

五号)第十七条の規定により、 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則 次のとおり落札者等を公示する。 (平成七年香川県規則第八十

なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年五月十二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

二式

調達件名及び数量 香川県広報誌等の配布業務

契約方式 随意契約

調達方法

購入等

契約日 平成十八年四月 日

Ŧi. 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号

六 ページ・三十二ページ一部あたり一二・六円をもって配布単価とし、配布単価に配布世 | 縦覧に供する 契約価格 香川県広報誌等二十ページ・二十四ページ一部あたり一二・四円、二十八

帯を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

八 広聴広報課広報グループ 担当課 郵便番号 七六〇—八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 電話番号 〇八七—八三二—三〇一九 香川県政策部

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する 縦覧に供する。 なお、 特定非営利活動促進法 関係書類は、 香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月二十六日まで (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、 特定非営利

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

申請のあった年月日

平成十八年四月二十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本空手道 勇健塾

裕

丸亀市西本町一丁目一番二八号

三 定款に記載された目的

及び振興に関する事業並びに行政等との協働による地域安全パトロール等を主とする犯 この法人は、青少年及び一般市民に対して、日本の伝統文化である武道空手道の指導

罪防止事業を行うことにより、人々のスポーツの振興と青少年の健全な心身の育成及び

人々が安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、

同条第五項において準用する同法

香

Ш

県

報

平成十八年五月十二日

第十条第二項の規定により次のとおり公告する

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月二十六日まで

平成十八年五月十二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請のあった年月日

平成十八年四月二十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人あおぞら

明美

仲多度郡多度津町栄町二 一丁目四番一〇号

三 定款に記載された目的

この法人は、

高齢者、

障害者が地域で自立生活できる社会の実現とそれらの人たちの

祉に寄与することを目的とする。 自立生活支援に関する事業、 暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、地域社会福

の規定による変更の届出があったので、 定により、次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項において準用する法第五条第三項の規 以下「法」という。)第六条第一項

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社天満屋ストア 岡山県岡山市岡町一三番一六号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

天満屋ハピータウン善通寺店 善通寺市金蔵寺町川添一九○三番ほ

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

池上勝則

香

Ш 変更前 綾歌郡国分寺町福家甲二八七七番地一三

変更後 高松市国分寺町福家甲二八七七番地一三

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社サンヨープレジヤー 変更前 代表取締役 髙谷茂男

変更後 代表取締役 髙谷昌宏

変更年月日

4

3の一の事項 平成十八年一月十日

3の二の事項 平成十七年十月九日

5 変更する理由

3の一の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため

3の二の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

届出年月日

平成十八年四月二十六日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課

2

縦覧期間

平成十八年五月十二日 (金曜日) から平成十八年九月十二日 (火曜日) まで

四 意見書の提出

を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年九月十二日 出先に提出することができる。 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周 (火曜日) まで) に次の提 次の項目

援課及び善通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

まんのう町

仲多度郡まんのう町吉野の 小豆郡小豆島町池田の一部

— — 部 部

"

地籍調査

数値情報化

仲多度郡まんのう町勝浦の

小豆島町

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

 (Ξ) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

<u>(四</u>) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇—八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

関する平成十八年度事業計画を平成十八年四月二十八日次のとおり決定した。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二 一項の規定により地籍調査に

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成十八年五月十二日

土庄町 高松市 善通寺市 調査を の名称 行う者 小豆郡土庄町渕崎の一部及び上庄の小豆郡土庄町土庄の一部 町の一部 善通寺市生野本町、南町、生野町の 殿町の一部、 部、弘田町の一部、吉原町の一部、 高松市塩江町安原下第2号の一部 部及び牟礼町牟礼の 江町安原下第3号の 高松市塩江町安原下第2号の一部、 調 文京町の一部及び善通寺 査 部 部、 地 庵治町の一 域 碑 塩 三十一日まで " 平成十九年三月 調査期間 数值情報化 地籍調査 地籍調査 数值情報化 地籍調査 摘 要

第十条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土

地改良事業奈良須池地区)を行うことについて平成十八年四月二十七日認可した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

良事業を行うことについて平成十八年五月一日認可した。 第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

ΤΕ

香南町土地改良区 高松市下笠居土地改良区 土地改良区名 単独県費補助土地改良事業北辺東地区 単独県費補助土地改良事業川窪地区 元気な地域づくり交付金吉光地区 単独県費補助土地改良事業桑崎池地区 土 地 改 良 事 業 名

田町土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十一日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、三豊郡財

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

田三五郎池土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 内海町安

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十八号

の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている次の老人ホームの指定を 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

平成十八年五月十二日

取り消した。

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

坂出市養護老人ホーム長生園	名称
坂出市西庄町一六三八	所在地

●香川県選挙管理委員会告示第八十九号

の規定により、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号 老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとお

平成十八年五月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

老人ホーム ウエストガーデン社会福祉法人 和光福祉会 義	名称
デを養護	
坂出市西庄町	所在
一	地
平成十八年四月二十七日	指定年月日

監査委員公表

|●香川県監査委員公表第6号

査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監

平成18年5月12日

紀

香川県監査委員 M \equiv

 $\ddot{+}$ 李

豊修

香

Ш

県

報

(第九三三六号)

平成		社団県観	財 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明		1 H		香
十八年		社団法人香川県観光協会	財団法人香川 県児童・青少 県児童・青少 年健全育成事 業団	団体名	監査対象年度 措置の状況		Ш
五					年度		県
平成十八年五月十二日印刷発行		指導注意事項	指導注意事項	霜	平成16年度		報
		会計処理の一部において、公益法人会計基 いて、公益法人会計基 準に準拠した処理がな されていないので、改善者が必要である。	会計処理の一部において、公益法人会計基 はて、公益法人会計基 準に準拠した処理がな されていないので、改 善が必要である。	香の 結果	丰 度		平成十八年五月十二日
		公 位 し に も ら り ら 財 公 記 記 会 、 適 の 記 き ら 記 め ら り に め 、 の ら り る り る ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 。 ら め 、 ら め 、 ら 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 、 ら め 。 ら 。 と う る 、 う と 。 う と う る 。 う と う る う る 。 う と う る 。 う と う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う る 。 う 。 う	はない 理がで いいて 残難に ずぬ。			山 山	Н
印刷発行所		公益法人会計基準の抜本的見直 しにも対応できるよう平成18年度 から財務会計システムを導入し、 公認会計士の助言、指導を得なが ら、適切に処理することとした。	公益法人会計基準に準拠した処理ができていなかった一部事務については、18年度から改め、基準に準拠した会計処理を行うこととする。	措置の		田	
		が 大 大 大 が は が は な な な な な な な な な な な な な	が発生される。 が記述を が行め が行う	状況		国 劇	
香		1.の抜本的見直 1.う平成18年度 1. う平成18年度 1. 人を導入し、 1. 指導を得なが 1. こととした。	した処 事務に 、 基準 ことと			治司	
ЛП -	<u> </u>						
県							
庁							
							(第九
							(第九三三六号)
(購読料月極二千五百円)							
五百円)							八
70 26×70%							